



あなたの空き家
大丈夫ですか？

空き家の管理は所有者の責任です！

空き家を放置するといろいろな問題が起こります！

空き家について一度考えてみましょう。

平成27年5月から
『空家等対策の推進に関する特別措置法』
が施行されました。

高浜市

空き家を放置するといろいろな問題がおきます！

空き家を適切に管理せずに放置すると、建物の劣化が進み、防災・衛生・景観等の面で生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

こんな問題がおきます！

①建物が傷み、屋根材の飛散、雨どいが外れるなどして通行者にケガをさせてしまい、損害を賠償する責任を負うケースがあります。



②近隣住民の方からの苦情がでるケースがあります。(不審者の侵入。ゴミの不法投棄。庭木や雑草が生い茂り、近隣の日当たりを悪くする。虫が発生するなど。)



③建物の劣化が進行すると建物の修繕や補修などが必要な個所が多くなります。空き家を放っておくとかえってお金がかかるケースがあります。

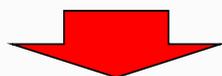


④空き家の状態によっては、危険な空き家と認定されて減税を受けられなくなるため、増税となるケースがあります。



空き家の所有者には管理責任があります！

空き家の状態を確認してみましょう。



次項のセルフチェックシートへ



あなたの空き家を診断！

✓ セルフチェックシート

屋根

- ・屋根材の異常 (変形、剥がれ、破損など)
- ・アンテナの異常 (傾き、倒れなど)

外壁

- ・外壁材の異常 (穴、浮き、剥がれ、ヒビ、落書きなど)

家のまわり

- ・異臭、ごみなどの不法投棄
- ・多数の害虫発生(ネズミ、蜂、蚊など)
- ・雑草、樹木の繁茂

家のなか

- ・雨漏り(天井や床に湿ったシミができているなど)
- ・床の傾き
- ・カビの大量発生
- ・ドアなどの開閉の不具合
- ・壁紙が波を打っている

窓、ドア

- ・ガラスの割れ、施錠、ヒビ、開閉の不具合など

土台・基礎

- ・土台・基礎の異常(ヒビ、割れ、腐朽など)

※このチェックシートは法に基づくものではありません。あくまでも、所有者や管理者の方が、管理の状況を確認する目安としてお示ししているものです。

空き家を活用して問題を解決しましょう。

建物は、使わないと老朽化します。老朽化すると修繕費用も大きくなるため、所有者自身や子供、又は親族等が使う予定がなければ、売却や解体の検討も必要です。活用方法はいろいろありますので、自分にあったものをみつけましょう。



こんな方法があります！

賃貸・売却する

不動産会社へ相談してみましょう。空き家を欲しがっている人が見つかるかもしれません。空き家バンクに登録して、直接欲しい人に紹介する方法もあります。

解体する

空き家を解体して土地を活かす方法もあります。家庭菜園、駐車場、太陽光発電、貸し倉庫など可能性は場所によって様々です。

管理をする

空き家を今後自分で活用する予定の方で、維持時管理が難しい状況の場合は、高浜市シルバー人材センターで管理をお願いすることもできます。



専門家に相談してみましょう

高浜市の『空き家』に対する取り組み

空家等の適切な管理や利活用等を促進させるための取り組みを総合的・計画的に進めるため『高浜市空家等対策計画』を策定しました。

HPで公表しております。

アドレス：<http://www.city.takahama.lg.jp/>

各種相談窓口



【空き家総合相談窓口】

都市計画グループ

電話番号 0566-52-1111(内線288)

メールアドレス tokei@city.takahama.lg.jp

まずはこちらにお電話ください。

相談内容	担当窓口	電話番号
草木の繁茂及び隣地への越境に関する事 ゴミの処分に関する事	経済環境グループ	0566-52-1111(内線272)
防犯に関する事	防災防犯グループ	0566-52-1111(内線229)
道路、水路への草木の越境などに関する事	土木グループ	0566-52-1111(内線274)
火災に関する事	衣浦東部広域連合 高浜消防署	0566-52-1190
空き家バンクに関する事	公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会 愛知宅建サポート(株)	052-522-2625
空き家の管理に関する事	公益社団法人 高浜市シルバー人材センター	0566-52-5081

高浜市役所都市政策部都市計画グループ

〒444-1398 高浜市青木町四丁目一番地2

電話番号 0566-52-1111

FAX番号 0566-52-1110

メールアドレス tokei@city.takahama.lg.jp